

名古屋市告示第216号

公金の収納に関する事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2第 1項の規定により、次のとおり公金の収納に関する事務を委託しましたので、同条第 2項の規定により告示します。

令和 7年 4月10日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
一般財団法人日本消防設備安全センター
東京都港区虎ノ門 2－ 9－16
- 2 指定公金事務取扱者に委託した収納に関する事務に係る歳入
名古屋市消防関係事務手数料条例第 2条第 1項第41号から第47号までの規定に掲げる事務手数料
- 3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日
令和 7年 4月10日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日
令和 7年 4月10日

名古屋市消防局予防部予防課